

第389回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年4月23日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所大会議室

3 出席委員 15人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

~~10番 富田憲一委員~~

11番 鈴木萬四郎委員

12番 渡邊智春委員

13番 後藤敏秀委員

14番 原田広幸委員

15番 木村辰也委員

16番 花谷和男委員

出席推進委員 7人

佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、齋藤吉昭推進委員、金子俊信推進委員、

奈良崎洋一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 10番 富田憲一委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第435回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第436回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 議 第5号 令和3年度上山市農業委員会運営方針について

日程8 承認第1号 令和2年度上山市農業委員会事業報告について

日程9 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程10 報告第2号 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届書の受理について

日程11 報告第3号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程12 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程13 報告第5号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程14 報告第6号 非農地証明書の交付について

日程15 報告第7号 令和3年度上山市農業委員会歳入歳出予算について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長 定刻になりましたので、4月15日に告示になりました、第389回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和3年4月15日、上山市農業委員会告示第5号により、令和3年4月23日、第389回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和3年4月16日付け農委第19号をもって、第389回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第389回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、10番、富田憲一委員から、欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が7人出席しております。以上で報告終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、3番、山川光照委員、9番、木村正委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

はじめに所有権移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、会社員、譲受人は〇〇氏、農業であります。川口地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。5番、山口久志委員。

山口委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。4月21日に現地で〇〇さんにお会いしてきました。当該農地は〇〇さんが耕作している農地の隣にあり、既に耕作しているとのことです。問題なしと考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業であります。上生居地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9番、木村正委員。

木村(正)委員 整理番号2について、現地調査の結果について報告します。〇〇氏の割田の農地については、固定資産税の明細の中で場所が分からないと相談があったものです。調査の結果、区画整理の残地で〇〇氏の土地に編入されていたことから、売買の形をとることにしたものです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権移転の整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、会社員、譲受人は〇〇氏、運送業兼農業であります。金谷地内の畑4筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、鈴木萬四郎委員。

鈴木委員 整理番号3について、現地調査の結果について報告します。4月17日に現地調査してきました。4筆記載されておりますが現状は1筆になっていました。佐々木氏の耕作面積は720㎡ですが未登記を含めると1,200㎡ほど耕作しているとのこと。確認4項目について問題ないと思われます。かぼちゃ、その他

野菜を作るとのことです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権移転の整理番号3については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。
内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。なお、4ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇株式会社、建設業であります。狸森地内の畑1筆の一部について狸森橋の耐震補強工事に伴いクレーンヤード等を設置するため一時転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、会社員、譲受人は〇〇株式会社〇〇、自動車整備業であります。相生地内の畑2筆について譲受人の事業所の敷地を拡張するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

長沼委員 譲渡人と譲受人が同じ住所だが。

事務局 株式会社〇〇が〇〇さんから借りており、会社の登記が同じ住所でされているようです。

議長 他にございますか。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は〇〇氏、会社員及び〇〇氏、会社員、借り人は〇〇株式会社、建設業であります。藤吾地内の畑1筆の一部についてかみのやま温泉インター産業団地内への工場建築に伴い仮設事務所等を設置するため一時転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号3については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第435回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第435回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。9件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は株式会社〇〇、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。牧野地内の畑3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

原田委員 整理番号1について、対価が1万円で間違いないか。

事務局 1万円で間違いないと聞いております。以前から株式会社〇〇から作ってもらっていた経緯もあり、低めの金額設定にしたと聞いております。

議長 他にございますか。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第435回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号２から８については関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号２から８について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏でございます。須田板及び檜下地内の畑１５筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３５回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号２から８については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号９について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号９について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。皆沢地内の畑２筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３５回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号９については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程６、議第４号、第４３６回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第４号、第４３６回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の８ページをお開きください。６件の申請がございました。整理番号１について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。石曽根地内の田１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３６回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号１については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号２について事務局長より説明いたしますが、渡邊委員が関係者となっておりますので、農業委員会に関する法律第３１条第１項の規定により、渡邊委員の退席を求めます。

（渡邊委員 退席）

議長 整理番号２について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。原口地内の田３筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３６回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号２については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

ここで、渡邊委員の着席を許可します。

（渡邊委員 着席）

議長 次に整理番号３から６については関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号３から６について説明いたします。借り人は有限会社〇〇、認定農業者、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。小笹、菖蒲及び中生居地内の田７筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３６回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号３から６については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、議第5号、令和3年度上山市農業委員会運営方針について議題といたします。まず、基本方針について会長である私から説明いたしますので、別冊総会資料の4ページをお開きください。

【以下、基本方針を読み上げて説明】

2 事業計画については、会長職務代理者より説明いたします。

木村（辰）代理 2 事業計画についてご説明いたします。（1）諸会議の開催について、総会、運営委員会、全員協議会、専門委員会、最適化推進会議、推進委員連絡会の日程については記載のとおりであります。また、以下、（2）農地調整関係業務の適正執行、（3）農地中間管理事業、（4）農地利用の最適化の推進、（5）農政、農業振興の活性化、（6）研修事業の実施、（7）認定農業者の育成・確保、（8）農業者年金への加入促進と組織への活動支援、（9）農業委員会業務に係る相談活動の充実・強化、（10）農業委員会活動、農政農地に関する情報宣伝活動について、それぞれ記載のとおり実施してまいります。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。令和3年度上山市農業委員会運営方針については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程8、承認第1号、令和2年度上山市農業委員会事業報告について、会長職務代理者、農政専門委員長、農地専門委員長代理、広報紙編集委員長、事務局長より説明いたします。はじめに、会長職務代理者より報告いたします。

木村（辰）代理 承認第1号、令和2年度上山市農業委員会事業報告について説明いたしますので、7ページをお開きください。令和2年度上山市農業委員会事業報告について、農業委員の業務では、毎月の総会における農地法の許可等について、法令に基づく適正な審議を行いました。特に農地法第3条については、すべての事件において現地調査を行いました。制度改正で、農業委員会の大きな役割として位置づけられた「農地の利用最適化」については、最適化推進会議の開催や各農業委員、推進委員が個々に活動し、担い手への集約、新規就農者の支援などに努めながら、全体として農地の有効活用に向けた取組みを進めました。遊休農地の解消に向けては、農地パトロールや利用状況調査による現状把握に務め、遊休農地であった場合にはその解消に向けて、農地利用意向調査を実施するなど、各農家へ働きかけを行いました。農業委員、推進委員の個別の活動では、農地の巡回や各農家への相談活動を行い、効率的な農地の集積を進めるとともに、担い手の育成・支援に努め、地域農業の振興を図りました。さらに、地域や農家が

抱える課題を本市の農林施策に反映させるため、農家の意見を聴^{ちよう}くするなどで、市長に対して意見および要望書を提出しました。(1)～(6)については、各種会議、研修会等の日程とその内容について記載しておりますのでご覧ください。報告は以上です。

議長 次に、農政専門委員長をお願いします。

上妻委員長 農政に関することについて報告いたしますので、11ページをお開きください。(1)農政専門委員会は3回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。また、以下、(2)意見・要望、(3)農業労働力関係、(4)賃借料情報の提供について、それぞれ記載のとおり実施しました。報告は以上です。

議長 次に、農地専門委員長代理をお願いします。

長沼委員長代理 農地に関することについて報告いたしますので、12ページをお開きください。(1)農地専門委員会は7回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。また、以下、(2)新規就農者対策、(3)認定農業者に関する業務、(4)遊休農地対策、(5)農地台帳の整備について、それぞれ記載のとおり実施しました。(6)農地法等に基づく許可・届出の状況について、令和2年度の事務処理状況を記載しております。報告は以上です。

議長 次に、広報紙編集委員長をお願いします。

井上委員長 広報に関することについて報告いたしますので、15ページをお開きください。(1)広報紙編集委員会は2回開催しており、期日・内容については記載のとおりです。(2)広報紙の発行について、11月25日、3月25日の2回発行しております。それぞれの掲載内容については記載のとおりです。報告は以上です。

議長 次に、事務局長をお願いします。

事務局長 年金に関することについて報告いたしますので、16ページをお開きください。(1)農業者年金受給者等の状況について、記載のとおりです。(2)農業者年金の加入促進及び受給相談について、前年度に引き続き制度の周知と加入促進に努めました。また、年金受給手続きについても指導、相談を行いました。なお、昨年度の新規加入者はありませんでした。(3)現況届の受付について、農業者年金受給者の状況を確認するため、受給者より「現況届」を提出いただきました。受給停止に該当しないことを確認のうえ、現況届は農業者年金基金に送付しております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。よって、報告のとおり承認されました。

議長 日程9、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告い

たしますので、議案書の10ページをお開きください。なお、11ページに位置図がございますので併せてご覧ください。令和2年度分として2件、令和3年度分として1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は、〇〇氏、借り人は〇〇氏、会社員及び〇〇氏、会社員です。金生西二丁目地内の畑2筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は、〇〇氏、譲受人は〇〇氏、会社員です。金生西三丁目地内の畑1筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲渡人は、〇〇氏、譲受人は〇〇氏、医療職及び〇〇氏、医療職です。金生東二丁目地内の畑1筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第2号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の12ページをお開きください。農地法施行規則第29条第1号では、自作地において2アール未満の農業用施設に転用する場合は転用許可不要とされていることから、上山市では届出を提出いただくこととしています。整理番号1について説明いたします。届出者は〇〇氏、農業であります。宮脇地内の畑1筆の一部について農機具格納庫に転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１１、報告第３号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第３号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の１３ページをお開きください。令和２年度分として１件、令和３年度分として２件の届出がございました。整理番号１について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は有限会社〇〇であります。先ほど議決いただきました第４３５回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、牧野地内の畑２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号２及び３については関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号２及び３について説明いたします。貸し人は〇〇氏及び〇〇氏、借り人は公益財団法人〇〇であります。菖蒲地内の田４筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１２、報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１４ページをお開きください。令和２年度分として３件、令和３年度分として１件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号４については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１３、報告第５号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第５号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案

書の15ページをお開きください。令和2年度分として1件、令和3年度分として1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。小笹及び須田板地内の田4筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第436回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、中生居地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程14、報告第6号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第6号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の16ページをお開きください。令和2年度分として3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。原口地内の畑1筆について申請があったものです。前所有者が昭和50年に小屋を建築し、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。相生地内の畑2筆について申請があったものです。所有者が昭和5年に作業場を建築した後、株式会社〇〇に貸与し現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 15、報告第7号、令和3年度上山市農業委員会歳入歳出予算について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第7号、令和3年度上山市農業委員会歳入歳出予算について報告いたしますので、別冊総会資料17ページをお開きください。

【以下、総会資料を読み上げて報告】

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時44分)

議事録署名人

議事録署名人